平成２１年（フ）第１１５３８号
東京都中野区野方６―13―６―301、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市田上５丁目41―24
債務者　松山　大介
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１５３９号
東京都足立区中央本町４丁目16―２―718
債務者　石川喜久江
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１５４０号
神奈川県横浜市青葉区松風台14―１　エスポワール松風台Ⅱ番館111
債務者　奥村　豊子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１５５３号
神奈川県川崎市高津区上作延782―Ａ―101
債務者　先崎　　晃
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１６０４号
東京都練馬区大泉町１丁目１―９―202
債務者　松永　辰也
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１６０５号
東京都練馬区大泉町１丁目１―９―202
債務者　松永利惠子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１６２６号
東京都狛江市中和泉１丁目２―２―203
債務者　稲継　恵美
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１６２７号
埼玉県所沢市大字北秋津876―２―Ｂ―902
債務者　田村多鶴子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６４８号
横浜市中区打越36―９　山のハイツ102、住民票上の住所横浜市中区山下町161番地　高野ビル301号室
債務者　萩原　敦子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６４９号
横浜市中区打越36―９　山のハイツ102、住民票上の住所横浜市中区山下町161番地　高野ビル301号室
債務者　萩原　侑子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６５０号
横浜市中区弥生町４丁目39番地１　ライオンズマンション横浜大通り公園第２　302号室
債務者　森谷　長一
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６５６号
東京都立川市富士見町７丁目３番１号リバーストンハイツ203号
債務者　田口　勇二
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６７４号
東京都八王子市台町３丁目27番22号リフレこのえ402号
債務者　平本　有加
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５３８号
東京都江戸川区鹿骨３丁目10番16号ＧｅｍｉｎｉＢ101
債務者　重岡眞奈美（旧姓駒田）
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５７６号
東京都板橋区舟渡２丁目12番７号リス・ブラン・ド舟渡311
債務者　小野　昌敏
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部